

小冊子だよ



法人会
消費税期限内納付
推進運動

公益社団法人 新潟法人会
〒951-8061 新潟市中央区西堀通3-258-24
にいがた法人会館内
TEL 223-1242・1243 FAX 225-5699

令和元年9月 No.23

その取引は8%？10%？ 事業者のための消費税の軽減税率○×判定 ケース別Q & A

消費税は10月から税率が10%となり、飲食料品の軽減税率適用とそれに伴う複数税率制度が導入されます。

本冊子では、軽減税率対象品目とケース別の○×判定をわかりやすく解説していますので、事業者の方が日々直面するであろう個別のケースの判定に役立てていただければ幸いです。

さらに、令和5年10月からはインボイス制度も導入されます。事業者の方にはこの新制度に対する適切な対応が求められていますので、制度導入前の準備をつつがなく行うためにもご活用ください。

その取引は8%？10%？
事業者のための ケース別 Q&A
消費税の軽減税率
○×判定

公益社団法人 新潟法人会